令和6年10月31日 現在

置賜森林管理署

番号	入林予定の場所 （国有林野名・林班等）　※立入禁止区域除く	ニホンジカ	クマ	イノシシ	ウサギ	ヤマドリ	キジ	その他	捕獲方法 （銃器・網・わな）	入 林 の 期 間			入林の目的	申請者 （団体・個人等）	申請者 （県内・外）	入林者 人 数	備考
1	大朝日鳥獣保護区(小国町内)		○						銃器	R6.4.2	～	R6.5.1	個体数調整	団体	県内	17	
2	小国町全域(立入禁止区域を除く)	○							銃器、わな	R6.4.1	～	R7.3.31	有害鳥獣捕獲	団体	県内	91	
3	小国町全域(立入禁止区域を除く)							○	銃器、わな	R6.4.1	～	R7.3.31	有害鳥獣捕獲	団体	県内	91	
4	小国町全域(立入禁止区域を除く)			○					銃器、わな	R6.4.2	～	R6.5.1	有害鳥獣捕獲	団体	県内	91	
5	小国町全域(立入禁止区域を除く)		○						銃器	R6.4.20	～	R6.3.31	有害鳥獣捕獲	団体	県内	85	
6	白鷹町内の国有林(立入禁止区域を除く)		○						銃器	R6.4.7	～	R6.5.6	個体数調整	団体	県内	22	
7	高畠町・米沢市内の国有林（立入禁止区域を除く）		○	○	○				銃器、わな	R6.11.15	～	R7.3.31	狩猟	団体	県内	140	
8	小国町・飯豊町・白鷹町・川西町・高畠町・南陽市・米沢市・長井市の国有林（立入禁止区域を除く）	○	○	○		○	○		銃器	R6.11.15	～	R7.3.31	狩猟	団体	県内	125	
9	小国町及び長井市内の国有林（立入禁止区域を除く）			○					銃器、わな	R6.11.15	～	R7.3.31	指定管理鳥獣捕獲	団体	県内	31	